

最高裁秘書第3344号

令和元年7月1日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月29日付け（同月31日受付，最高裁秘書第3033号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和63年9月30日付け最高裁人職A第4号事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則の運用について」（片面で13枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

○裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則の運用について

昭和 63 年 9 月 30 日

人職 A 第 4 号

高等長官，地方，家庭所長あて事務総長依命通達

標記の運用については，昭和 63 年 10 月 1 日から下記によつてください。

なお，昭和 50 年 10 月 31 日付け最高裁人職 A 第 2 号の事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則の運用について」は，昭和 63 年 9 月 30 日限り，廃止します。

記

- 1 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則(昭和 41 年最高裁判所規則第 6 号。以下「規則」という。)別表の職員欄中最高裁判所の指定する高等裁判所，地方裁判所，家庭裁判所，簡易裁判所及び検察審査会は，別表第 1 のとおりとする。
- 2 規則別表の職員欄中最高裁判所が別に定める裁判所書記官は，最高裁判所の各法廷に置かれるもののうち総括的地位にある各 1 人とし，最高裁判所が別に定める主任書記官及び主任家庭裁判所調査官は，上席の主任書記官及び上席の主任家庭裁判所調査官並びに別表第 2 の組織ごとに掲げる数の総括的地位又はこれに準ずる地位にあるものとする。
- 3 規則別表の職員欄記載の官職には，その官職について代理又は心得として発令されている場合を含む。
- 4 規則別表の備考欄中最高裁判所が別に定める日は，平成 31 年 4 月 1 日とする。
- 5 規則第 2 条の規定による職員に対する通知は，同条に規定する旨を記載した文書を交付し，又はこれを電子メールにより送信する方法により行う。
- 6 最高裁判所事務総長が任命権を有する職員に対する 5 の通知は，その職員が所属する裁判所(簡易裁判所及び検察審査会にあつては，その所在地を管轄する地方裁判所。以下同じ。)において摂行する。
高等裁判所又はその委任を受けた者が任命権を有する職員に対する 5 の通知は，その職員が所属する裁判所に摂行させることができる。
- 7 各裁判所は，毎年 8 月 1 日現在において，その所属する職員で規則別表の職員欄に記載の官職に在る者について，別紙様式の管理職員等名簿を作成し，同月 10 日までに人事局長に報告する。
- 8 各裁判所は，別表第 1 又は別表第 2 に掲げる事項について変更する必要がある場合には，その理由を付して最高裁判所に上申する。

(別表第1)

最高裁判所の指定する裁判所等

組織	職員	最高裁判所の指定する裁判所又は検察審査会
高等裁判所	守衛長	東京高等裁判所, 大阪高等裁判所
地方裁判所	速記管理官	高等裁判所本庁所在地にある地方裁判所
	守衛長	横浜地方裁判所
家庭裁判所	守衛長	東京家庭裁判所
簡易裁判所	課長	1 地方裁判所本庁所在地にある簡易裁判所 2 地方裁判所支部所在地にある簡易裁判所 3 次の名称を冠した簡易裁判所 八王子, 武蔵野, 青梅, 町田, 神奈川, 保土ヶ谷, 鎌倉, 藤沢, 平塚, 厚木, 川口, 大宮, 久喜, 所沢, 本庄, 市川, 取手, 下館, 古河, 小山, 館林, 伊勢崎, 清水, 島田, 熱海, 三島, 大阪池田, 豊中, 吹田, 茨木, 東大阪, 枚方, 富田林, 羽曳野, 佐野, 加古川, 西宮, 防府, 船木, 児島, 玉島, 折尾, 諫早, 別府, むつ, 新居浜
検察審査会	事務局長	1 地方裁判所本庁所在地にある検察審査会 2 次の名称を冠した検察審査会 立川, 沼津, 浜松, 小倉, 平良, 石垣, 弘前

(別表第2)

主任書記官及び主任家庭裁判所調査官で総括的地位又はこれに準ずる地位にあるものの数

組 織	職 員	主任書記官	主任家庭裁判所調査官
高等裁判所			
東京		15	
知的財産高等 裁判所		2	
大阪		9	
名古屋		3	
広島		1	
松江支部		1	
福岡		3	
地方裁判所			
東京		36	
立川支部		5	
横浜		9	
川崎支部		2	
相模原支部		1	
横須賀支部		1	
さいたま		5	
千葉		3	
松戸支部		1	
木更津支部		1	
八日市場支部		1	
水戸		1	
土浦支部		1	
下妻支部		1	
宇都宮 栃木支部		1	
足利支部		1	

前橋	桐生支部	1	
	太田支部	1	
	高崎支部	1	
静岡		3	
	沼津支部	2	
	富士支部	1	
	浜松支部	2	
甲府		1	
	都留支部	1	
長野	上田支部	1	
	松本支部	1	
	諏訪支部	1	
	飯田支部	1	
新潟		1	
	三条支部	1	
	新発田支部	1	
	長岡支部	1	
	高田支部	2	
大阪		19	
	堺支部	1	
	岸和田支部	1	
京都		6	
神戸		6	
	伊丹支部	1	
	姫路支部	3	
	社支部	1	
	龍野支部	1	
	豊岡支部	1	
	洲本支部	1	
	尼崎支部	3	

明石支部	1	
奈良	1	
葛城支部	2	
大津	2	
彦根支部	1	
和歌山 田辺支部	1	
名古屋	10	
半田支部	1	
一宮支部	2	
岡崎支部	1	
豊橋支部	1	
津 四日市支部	2	
岐阜	3	
多治見支部	1	
大垣支部	1	
福井	3	
金沢	1	
小松支部	1	
七尾支部	1	
富山	1	
高岡支部	2	
広島	5	
福山支部	1	
三次支部	1	
山口	2	
周南支部	2	
岩国支部	1	
下関支部	1	
宇部支部	1	
岡山	1	

倉敷支部	1	
鳥取	2	
米子支部	2	
松江	1	
福岡	8	
飯塚支部	1	
久留米支部	2	
小倉支部	2	
佐賀	2	
武雄支部	1	
唐津支部	1	
長崎	3	
佐世保支部	2	
大分	3	
中津支部	2	
日田支部	1	
熊本	5	
鹿児島	2	
加治木支部	1	
川内支部	1	
名瀬支部	1	
鹿屋支部	1	
宮崎	2	
都城支部	2	
延岡支部	1	
那覇	2	
沖縄支部	1	
仙台	2	
古川支部	1	
石巻支部	1	

福島	郡山支部	2	
	白河支部	1	
	会津若松支部	1	
	いわき支部	2	
山形		2	
	米沢支部	1	
	鶴岡支部	2	
	酒田支部	1	
盛岡		2	
	花巻支部	1	
	一関支部	1	
秋田		2	
	大館支部	1	
	横手支部	1	
	大曲支部	1	
青森	弘前支部	2	
	五所川原支部	1	
	八戸支部	1	
札幌		1	
	岩見沢支部	1	
	室蘭支部	1	
	苫小牧支部	1	
	小樽支部	1	
函館		2	
旭川		2	
釧路		2	
	帯広支部	2	
	網走支部	1	
高松		1	
	丸亀支部	1	

徳島	1	
高知	2	
中村支部	1	
松山	2	
今治支部	1	
西条支部	2	
宇和島支部	2	
家庭裁判所		
東京	9	3
立川支部	1	
水戸	1	
下妻支部		1
宇都宮	1	
大田原支部	1	
栃木支部		1
静岡	1	1
甲府		1
長野 上田支部		1
松本支部		1
新潟		1
長岡支部	1	
大阪	4	
京都	1	
舞鶴支部		1
神戸	1	
明石支部	1	
大津	1	
和歌山	1	1
名古屋	1	

津		1
伊賀支部	1	
伊勢支部	1	
四日市支部	1	1
岐阜	1	
多治見支部	1	
福井		1
金沢	1	
富山		1
高岡支部		1
広島	2	
山口 周南支部	1	
岩国支部		1
下関支部		1
宇部支部	1	
鳥取		1
松江		1
福岡 久留米支部	1	
小倉支部	2	
佐賀	1	
長崎	1	
佐世保支部		1
大分	1	1
熊本	2	1
八代支部		1
鹿児島	1	1
宮崎	1	
那覇	2	1
沖縄支部	1	
名護支部		1

仙台	2	
福島 郡山支部	1	
いわき支部		1
山形		1
盛岡		1
秋田		1
青森	1	1
弘前支部		1
八戸支部		1
札幌	2	
函館	1	1
旭川	1	1
釧路		1
帯広支部		1
北見支部	1	
高松	1	1
徳島	1	1
高知	1	1
松山	1	
西条支部		1
簡易裁判所		
東京	18	
横浜	1	
藤沢	1	
川崎	1	
相模原	1	
下妻	1	
富士	1	
上田	1	

新潟	1	
長岡	1	
大阪	6	
京都	1	
神戸	1	
和歌山	1	
名古屋	3	
豊橋	1	
大垣	1	
広島	2	
可部	1	
福山	1	
下関	1	
岡山	1	
津山	1	
福岡	5	
長崎	2	
大村	1	
佐世保	1	
大分	1	
熊本	4	
鹿児島	1	
宮崎	1	
那覇	1	
仙台	2	
盛岡	1	
八戸	1	
札幌	3	
函館	1	
旭川	1	

釧路	1	
北見	1	
高松	1	
丸亀	1	
徳島	1	
高知	2	
松山	2	

(別紙様式)

管理職員等名簿(年 8 月 1 日現在)

管理職員等数			(庁名) 裁判所		
所属	官職	氏名	所属	官職	氏名
(記載例)					
本庁	総務課長	〇〇〇〇			
"	〇〇課長	(〇〇〇〇)			
"	主任書記官 (〇〇部)	(欠)			
〇〇支部	庶務課長	〇〇〇〇			
〇〇検審	事務局長	〇〇〇〇			

(最人職)

(注)

- 1 「管理職員等数」には、昭和 63 年 9 月 28 日付け最高裁人職 A 第 5 号人事局長通知「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲について」別紙各庁別管理職員等補助台帳上の管理職員等の員数の合計を記入する。
- 2 兼務官職については、氏名を()内に記入する。
- 3 職員が配置されていない官職については、「氏名」に(欠)と記入する。